

# 大田市告示第 22 号

## 道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の供用を開始したので別紙のとおり告示する。

その関係図面は、大田市役所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 19 日

島根県大田市長 楫野弘和

### 記

1. 路線名 別紙
2. 供用開始の区間 別紙
3. 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 19 日
4. 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所	大田市役所建設部土木課
期 間	自 令和 7 年 3 月 19 日
	至 令和 7 年 4 月 2 日

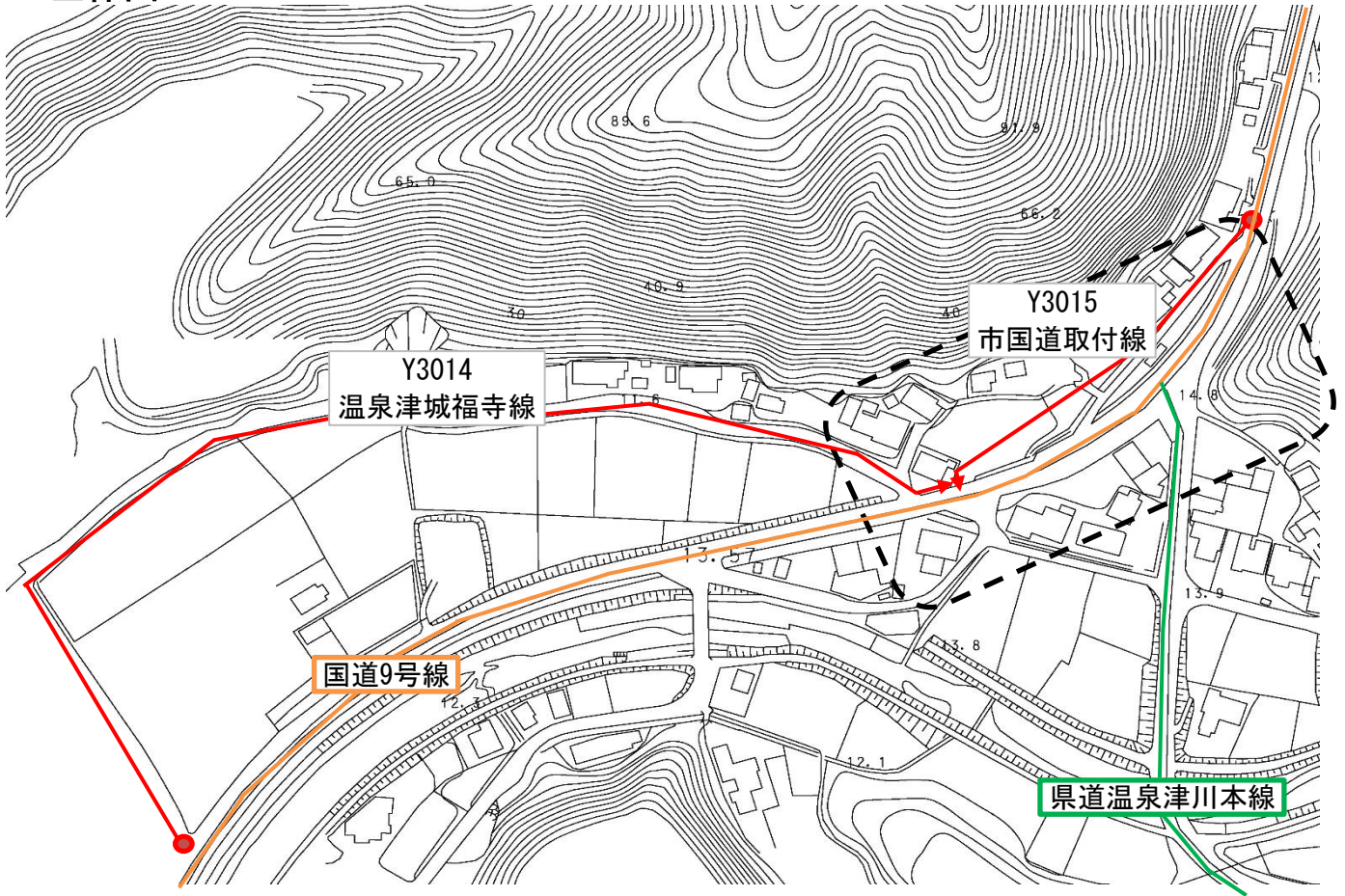
## 道路の供用の開始

路線 番号	路線名	起 終 点		から まで	延長(m)	幅 員	最大(m)
							最小(m)
Y3014	温泉津城福寺線	起点	大田市温泉津町福光イ201番1地先		610.10		9.00
		終点	大田市温泉津町福光イ131番1地先				3.50
Y3015	市国道取付線	起点	大田市温泉津町福光イ137番地先		150.00		4.30
		終点	大田市温泉津町福光イ131番1地先				3.40
合計(2路線)							

供用開始図面

Y3014 温泉津城福寺線  
Y3015 市国道取付線

○全体図



○拡大図

